

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 社葬費用と香典

**Q** : 当社の創業者である会長が亡くなり、社長(会長の長男)が葬儀委員長となって社葬を行いました。

社葬費用は会社が全額負担していますが、この社葬費用はどのように取り扱われますか。また、会葬者が持参した香典は、会社の収入となるのでしょうか。

**A** : 社葬のために通常必要と認められる金額は、損金に算入することができます。また、香典は、遺族の収入とすることもできます。

### 【解説】

法人が、その役員又は使用人が死亡したために社葬を行い、その費用を会社が負担した場合において、その社葬を行うことが死亡した役員等の地位、会社に対する功績その他の事情からみて、相当と認められるものであり、かつ、その負担した費用が社葬のために通常要するものであると認められるときは、その支出をした日の属する事業年度の損金に算入することができます。

なお、「社葬のために通常要する費用」とは、通常は、会葬のための費用をいい、遺族が個人的に負担すべき密葬の費用、墓石及び墓地の購入費、戒名料、法会に要する費用等はこれに含まれません。

また、会葬者が持参した香典等については、遺族の収入とした場合には、法人の収入としないことができます。この場合には、香典返し費用は、遺族が負担すべきこととなり、社葬費用には含まれませんので、注意してください。

